

第1章 総 説

第1節 君津市の概要

1 概 要

君津市は、千葉県のほぼ中央部、東京湾に面し、首都 50 km圏内に位置する。面積は 318.83 km²で、県内第2位の広さを有している。

市の内陸部は房総の屋根といわれる鹿野山、元清澄の山々が連なる丘陵地帯で、自然豊かな緑を有し、南東部の房総丘陵に端を発して小櫃川（流路延長 88.0 km）と小糸川（流路延長 80.0 km）が東京湾に向かって北西に流れている。

両河川の上流域は、清和県民の森、三島湖、豊英湖、亀山湖など、自然に恵まれた観光資源となっている。中流域は、河川や自噴井戸など水資源に恵まれた肥よくな耕地が広がり、水稻や野菜、花き栽培などが盛んである。下流域は、昭和 30 年代後半の八幡製鐵（現 新日鐵住金(株)）の進出に伴い、臨海部に鉄鋼を中心とした工業地帯が形成されるとともに、昭和 40 年代以降に土地区画整理事業等による宅地開発が行われ、市街化が進展した。

本市は昭和 45 年 9 月に君津町、小糸町、清和村、小櫃村及び上総町の 5 か町村の合併により君津町となり、翌年 9 月 1 日、千葉県内で 25 番目に市制を施行した。

人口は、昭和 50 年 76,309 人、昭和 55 年 77,784 人、昭和 60 年 83,796 人、平成 2 年 89,332 人と増加傾向を示していたが、平成 6 年 12 月の 94,008 人をピークとして徐々に減少し、平成 26 年は 88,316 人となっている（人口は各年 3 月末日現在）。

就業人口による産業構造（平成 22 年国勢調査）は、第1次産業 4%、第2次産業 30%、第3次産業 62%となっている。

本市やその周辺では、平成 9 年 12 月に東京湾ア

クアラインが開通し、平成 15 年 4 月には館山自動車道が君津インターチェンジまで開通した。さらに、平成 19 年 3 月に首都圏中央連絡自動車道が接続され、同年 7 月には館山自動車道全線が開通した。

また、かずさアカデミアパークには、研究所・企業等の立地、集積が進められている。

2 環境の動向

本市では、昭和 40 年代初め、京葉臨海工業地帯の南部拠点として臨海部に大規模な鉄鋼コンビナートが形成され、大気汚染などの問題が生じた。

このため、千葉県及び本市と進出企業との間で法令等による規制を上回る措置を規定した公害防止協定の締結や監視の強化等により、いおう酸化物濃度については大幅に改善された。

一方、本市には、良質な山砂を産出する上総層群や下総層群が分布しており、昭和 30 年代から山砂採取が盛んに行われたことから、採取場からの濁水流出、運搬車両による騒音、振動などのほか、粉じんによる健康への影響等が深刻な問題となった。

このため、昭和 54 年に君津市公害防止条例を改正し、地域住民の健康調査を実施するとともに、山砂採取業を特定作業として追加指定し、事業者に対して徹底した調査、指導を行った結果、採取場内の管理や緑化、排水などの面でかなりの改善が図られた。また、山砂運搬車両による騒音、振動問題については、バイパス道路の建設などにより、一定の効果を生んだ。

ディーゼル自動車の排気ガスについては、平成 13 年 6 月に自動車 NOx・PM 法が制定され、さらに平成 15 年 10 月からは千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例が施行されたことから、その効果が期待されるところである。

このほか、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による地質汚染問題、廃棄物処理施設や残土処分場の自然環境に与える影響、生活雑排水による河川の汚濁、近隣騒音、自動車公害等についても関心が高まっている。

加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が新たな課題として注目され、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から循環型社会への転換が求められるようになった。

国では平成5年11月に環境政策の新しい理念や政策の枠組みを規定した環境基本法を制定し、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月制定）をはじめとする循環型社会関連の法整備を図った。本市においては、資源ごみの分別収集や特色ある指定ごみ袋制度を導入するなど、市民の協力を得て、ごみの減量化・再資源化に努めてきた

また、従来の「君津市公害防止条例」に、地球温暖化対策、生活排水対策や化学物質等の適正管理等の施策を付加した「君津市環境保全条例」を平成15年3月28日に制定した。

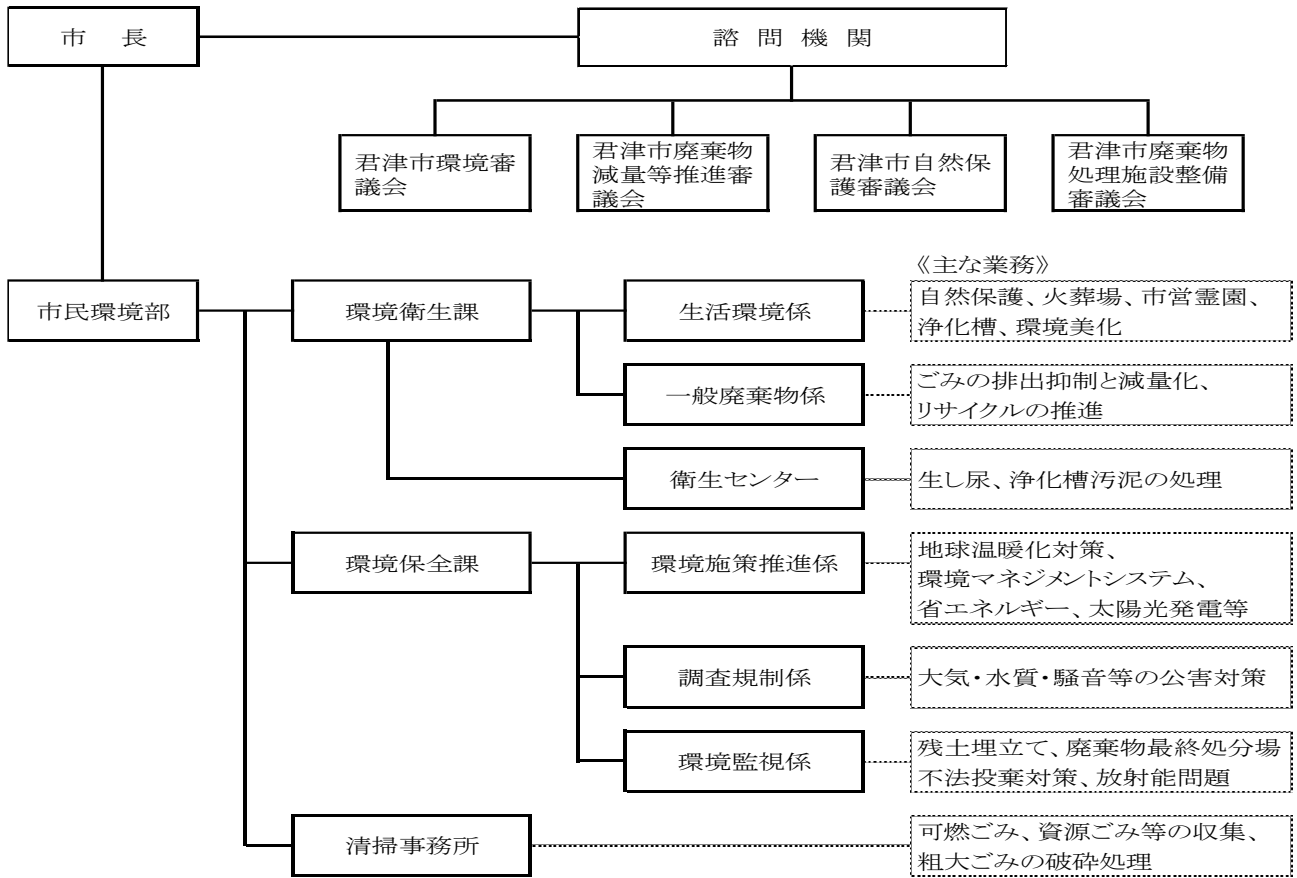
同条例で定める、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、環境基本計画（平成16年3月策定）や環境マネジメントシステム（平成16年2月ISO14001認証取得）などにより、市の事務事業に係る環境負荷の低減と市民の生活環境の保全に取り組んできた。

なお、環境マネジメントシステムについては、平成25年12月で認証を返上し、平成26年度から市独自の環境マネジメントシステムに移行した。

今後とも、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）の対策はもとより、生活環境や自然環境等の環境問題全般にわたって、安全・安心のまちづくりに努めていく。

第2節 環境行政の体制

1 環境行政組織図（平成25年4月1日現在）



2 諮問機関

(1) 君津市環境審議会

環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する。

（平成26年3月31日現在）

氏 名	選 出 区 分
山 口 仁	学識経験者
○ 剣 持 義 明	学識経験者
鈴 木 喜 計	学識経験者
須 永 和 良	市議会議員
真 木 好 郎	市議会議員
磯 貝 清	市議会議員
小 林 喜 久 男	市議会議員
◎ 鴫 田 剛	市議会議員
遠 田 祐 治	事業者代表
松 崎 哲 也	事業者代表
秋 元 秀 夫	事業者代表
佐 野 充 弘	市民代表
山 中 久 男	市民代表
重 田 和 士	市民代表
蓮 波 秀 雄	市民代表

備考：◎会長、○副会長

(2) 君津市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項等を調査、審議する。

（平成26年3月31日現在）

氏 名	選 出 区 分
◎ 藤 井 修	市議会議員
鴨 下 四十八	市議会議員
和 田 肇	学識経験者
重 田 信 昭	学識経験者
○ 秋 元 秀 夫	事業者代表
鎌 田 貢 司 郎	事業者代表
石 井 勝	事業者代表
奈良輪 政 吾	市民代表
関 口 牧 江	市民代表
鈴 木 洋 和	市民代表
榎 本 敏 男	市民代表
岡 本 吉 男	市長が必要と認める者
内 山 貴 美 子	市長が必要と認める者

備考：◎会長、○副会長

(3) 君津市自然保護審議会

保護地区及び保存樹木等の指定についての審議、自然保護及び緑化の推進に関する重要事項を調査、審議する。

(4) 君津市廃棄物処理施設整備審議会

市の廃棄物処理施設の整備等に関して、基本的事項等を専門的に調査、審議する。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

氏 名	選 出 区 分
◎ 小 池 英 憲	学 識 経 験 者
○ 鈴 木 誠	学 識 経 験 者
小 川 博 一	学 識 経 験 者
山 田 睦 子	学 識 経 験 者
中 橋 博 子	学 識 経 験 者
吉 原 洋	学 識 経 験 者
藤 平 量 郎	学 識 経 験 者
鈴 木 正	学 識 経 験 者

備考：◎会長 ○副会長

3 環境関係各種協議会

《環境保全課》

名 称	目 的 ・ 事 業 等	構 成 員
千葉県環境行政連絡協議会 (S47. 8. 2)	環境行政における県・市町村間及び市町村相互の有機的な協調を図るため、その施策の連絡調整にあたりとともに環境行政職員に対する知識の普及と技術の向上を図る。	千葉県 県内市町村
東京湾岸自治体環境保全会議 (S50. 8. 22)	東京湾の水質浄化を図るため、東京湾岸自治体が総合的広域的な対策と湾岸住民への環境保全に係る啓発の実施について協議し、連带的、統一的な環境行政を推進する。(H11. 4. 1 名称変更)	東京湾岸 26 自治体
君津地域振興事務所管内産業廃棄物及び土砂等の適正処理対策連絡会議 (H13. 7. 31)	産業廃棄物等の不法投棄等の防止対策及び土砂等の埋立て等の適正処理を目的として、関係機関相互の緊密な連絡を図り、迅速かつ適切な対策を推進する。(H23. 4. 27 名称変更)	千葉県出先機関 君津地域 3 警察署 君津地域 4 市
羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会 (H16. 7. 29)	羽田空港の再拡張事業により発生する課題等について、県及び関係市町で情報を共有し、協議を行う。	千葉県 関係 25 市町

《環境衛生課》

名 称	目 的 ・ 事 業 等	構 成 員
千葉県環境衛生促進協議会 (S37. 6. 5)	廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進、施設の適正な維持管理のための技術向上等により、生活環境の保全及び環境衛生の向上を図る。	千葉県 県内市町村 及び一部事務組合
千葉県浄化槽推進協議会 (H3. 8. 29)	浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	県内市町村

第3節 環境関連条例等

1 君津市環境保全条例

「君津市環境保全条例」は、従来の「君津市公害防止条例」に、地球温暖化対策、生活排水対策や化学物質等の適正管理等の施策を付加した内容とし、平成15年3月28日に制定した（平成15年6月1日施行）。

この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、その総合的かつ計画的な推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

2 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」は、平成9年12月に制定し、規制を行ってきた。

しかしながら、山砂採取場跡地での大規模な残土埋立てにより、災害の発生や有害物質の混入が懸念されたことから、景観や自然環境の修復整備といった観点で規制のあり方を見直し、平成24年3月28日に条例を全面的に改正した（平成25年1月1日施行）。

新条例では、県条例の適用除外を受けて500㎡以上の埋立て等は市の許可を得るほか、土砂等の発生元を千葉県内に限定した。

3 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」は、小櫃川の水質悪化を防止し、市民の健康で文化的な生活を確保するため、平成7年6月30日に制定した（平成7年11月1日施行）。

行）。

この条例では、水道水源水質保全地域内にゴルフ場や廃棄物最終処分場を設置する場合は届出を義務付け、排水基準による規制を行うほか、市、事業者及び市民の責務等についても規定している。

4 君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

「君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」は、放置自動車の発生防止と放置自動車による障害を取り除き、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的として、平成15年3月28日に制定した（平成15年4月1日施行）。

この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等の責務を明らかにし、放置の禁止や通報の協力、調査などの放置自動車の処理手続きを定めている。

なお、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、新車登録等の際にリサイクル料金の支払いが義務付けられたことから、近年は、放置自動車の数は減少している。

5 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

「君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」は、「君津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全面的に改正して、平成7年9月11日に制定した。その後も、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の整備状況に合わせて、改正を行ってきた。

この条例は、廃棄物の排出抑制、再利用、適正な処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保し、良好な都市環境の形成に寄与することを目的としている。

また、市民の中から廃棄物減量等推進員を委嘱

し、資源ごみの分別指導等をお願いしている。

6 君津市まちをきれいにする条例

「君津市まちをきれいにする条例」は、平成 9 年 3 月 31 日に制定した(平成 9 年 10 月 1 日施行)。

この条例は、空き缶等のポイ捨てや空き地の雑草等に関し、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることで、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、清潔できれいなまちづくりに資することを目的としている。

また、市民の中から環境美化推進員を委嘱している。

7 君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例

「君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例」は、昭和 52 年 4 月 1 日に制定した。

この条例は、市内の現存する自然を保護するとともに緑化の推進を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的としている。

8 環境の保全に関する協定

「環境の保全に関する協定」は、法律や条例による一律な規制では対処が困難な地域的汚染に対し、地域の実状や個別の企業の実態に即した効果的な防止対策を行うことを目的として締結するものである。

協定の内容は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等、基本的な事項について定めた「基本協定」と、それに基づく具体的な排出量、排出濃度等について定めた「細目協定」から成っている。

本市では、これらに基づき大気や水質等の立入調査を行うことで、協定の遵守状況等を確認している。

9 かずさ環境協定

かずさ環境協定は、かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の豊かな自然を活かし、自然・人・技術のバランスのとれた理想的な環境の維持、向上を図ることを目的として締結するものであり、県、市、かずさアカデミアパークに立地する企業等が行うべき責務を定めたものである。

かずさアカデミアパークに立地する企業等は、環境活動の状況及びその評価並びに今後の計画等を記した「環境報告書」を作成し、自己評価を行った後、県と市の審査を受けることになっている。

10 千葉地域公害防止計画

「公害防止計画」は、環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しい地域等を対象として、公害の防止に関する総合的な施策をまとめた地域計画である。

本県では、昭和 45 年度に「千葉・市原地域公害防止計画」が、昭和 47 年度に「江戸川流域地域公害防止計画」が策定され、昭和 49 年度には両計画を統合し、本市を含めた君津地域まで区域を拡大して「千葉臨海地域公害防止計画」が策定された。さらに、平成元年度には「千葉地域公害防止計画」に名称を改め、以降数度にわたる期間延長を経て現在に至っている。

平成 25 年度現在、本市を含め 21 自治体が公害防止計画地域に属しており、印旛沼、手賀沼の水質汚濁、東京湾の水質汚濁、地下水汚染を主要課題としている。